

令和 4 年 12 月 1 日（木）

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る受験手数料の特例返還について

社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター

受験手数料は、欠席の理由の如何を問わず一切返還しない取り扱いとなっておりますが、『受験の手引』p.1 に記載した「受験できない方」に該当し試験を受けることができなかった方で、所定の手続を行った方について、特例として、振込手数料を除いた受験手数料を返還いたします。

手続の際、受験当日に上記の「受験できない方」に相当したことを証明する書類等を提出していただくことを基本としますが、学科・実技両試験実施時の各自治体の対応状況により、書類等の提出が難しい方については、当法人担当部門（公益支援部門）による聞取りを実施し、返還対象となるかどうかを判断いたします。

受験できない方（『受験の手引』 p.1 記載内容）

- ① 新型コロナウイルス感染症に罹患し、退院または宿泊療養等の解除が認められていない方
- ② 保健所等から濃厚接触者に該当するとされ、自宅等での待機の解除が認められていない方
- ③ 海外から入国し、検疫所が指定した施設または自宅等での待機の解除が認められていない方
- ④ 試験当日、発熱（37.5 度以上）や体調不良があるなど、新型コロナウイルス感染症の感染の疑いがある方

1. 手続き必要書類

以下の（1）及び（2）

- （1） 受験手数料返還申請書
- （2） 証明書類等の写し

証明書類の例（例示以外のものでも判断材料になるものがある場合はそれを提出してください）

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する検査結果（陽性）がわかる文書等の写し
- ② 保健所等から濃厚接触者に該当すると判断された際に提示された文書及び検査結果（陰性）がわかる文書等の写し
- ③ 入国時の検疫手続きで記入した健康カードの写し（検疫官の署名があるものに限る）レジデンストラックで入国した際に検疫所に提出した誓約書の写し
- ④ 新型コロナウイルス感染症の疑い等に係る診断書

第33回（令和4年度）手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）

2. 返還の対象にならない方

第33回（令和4年度）の学科試験を受験して合格し、実技試験日に「受験できない方」に該当したために欠席した方

3. 提出期限

令和4年12月5日（月）から12月28日（水）

4. 提出方法：下記のいずれかの方法で提出してください

メール添付、FAX、郵送（当日消印有効）

5. 提出先・問い合わせ先

社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター 公益支援部門

TEL：03-6833-5003 / FAX：03-6833-5000

Mail：[slit@jyoubun-center.or.jp](mailto:slit@jyoubun-center.or.jp)

住所：〒153-0053 東京都目黒区五本木 1-8-3

6. その他

- (1) 必要書類到着後、書類受領のメール連絡を差し上げます。
- (2) 提出期限（締切）後に、必要に応じて聞取り調査・電話照会等を実施します。
- (3) 審査の結果返還が確定した方への入金は、令和5年1月中に行う予定です。
- (4) 受験手数料は、申請書に記載された銀行（等）の口座へ、振込手数料を差し引いた額を返還します。